

令和7年度山形県の大気・水環境等の状況（概要）

山形県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、大気環境、水環境及び環境中のダイオキシン類の常時監視を行い、1年間の測定結果を取りまとめて公表しています。

令和7年度の常時監視の結果は、一部の項目で環境基準を達成できなかったものの、人の健康や生活環境に影響が生ずるレベルではなく、概ね良好な状況でした。

1 大気環境の状況

(1) 大気環境測定結果

PM_{2.5}（微小粒子状物質）などの大気汚染物質については、一般環境大気測定局10局、自動車排出ガス測定局1局で測定を行い、ベンゼン、ジクロロメタンなどの有害大気汚染物質については、山形市、酒田市、新庄市、東根市の4地点で測定を行った。

ア 大気汚染物質

(ア) 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、PM_{2.5}については、測定している全ての測定局で環境基準を達成した。

(イ) 浮遊粒子状物質は、米沢金池局において長期的評価では環境基準を達成したが、短期的評価で一時間値の基準値0.20mg/m³を超える0.330mg/m³が観測された。風上側で行われていた花火大会の影響の可能性がある。

(ウ) 光化学オキシダント^{*1}は、測定している9測定局全てで環境基準（0.06ppm以下（1時間値））を達成できなかった^{*2}ものの、大気汚染防止法で定める屋外活動の自粛を促す注意報発令基準値（0.12ppm（1時間値））を下回った。

また、1時間値の最高値は、山形銅町局、寒河江西根局及び鶴岡錦町局の0.087ppmであった。

引き続き、光化学オキシダントの生成の原因となる物質を多く排出するばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設について、立入検査や排出ガス検査により、排出基準の遵守等を指導していく。

なお、1時間ごとの測定結果をリアルタイムでホームページに公表するとともに、高濃度時の注意報の発令や注意喚起に備え、市町村、関係機関との通報訓練や情報交換により連携を図っている。

※1 光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成される大気汚染物質で、いわゆる光化学スモッグの原因とされている。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすい。高濃度になった場合、息苦しさ、目やのどにかゆみや痛みを感じる場合がある。

※2 全国的に環境基準を達成していない状況にあり、本県も同様（昭和52年から測定を開始して以来、環境基準未達成）である。令和6年度全国調査では、1,160測定局中、環境基準達成局数は0局であった。

イ 有害大気汚染物質

(ア) 環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

及びジクロロメタンの4物質については、全ての測定地点で環境基準を達成した。

(イ) 環境基準は設定されていないが指針値が設定されているニッケルやヒ素など 11 物質については、全ての測定地点で指針値を下回った。

(ウ) 環境基準、指針値が設定されていないクロムや酸化エチレンなど 6 項目については、全国平均値（令和6年度）以下の水準であった。

(2) 酸性雨測定結果

村山市で全降水（雨、雪等）のpHを測定しており、年間の平均値は5.19で、酸性雨（pH5.6以下）であるが、全国の平均値（令和6年度）5.09より酸性度は小さい。

(3) 航空機騒音の状況（山形空港航空機騒音測定結果）

山形空港周辺地域の4地点における航空機騒音の測定結果は、41～47デシベルであり各監視地点で環境基準（62デシベル）を達成した。

2 水環境の状況

(1) 公共用水域水質測定結果

河川61水域、湖沼9水域及び海域7水域（計77水域）の98地点において、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）及び人の健康の保護に関する項目（健康項目）等を測定した。

ア 生活環境項目

(ア) BOD、COD^{※1}

71水域で測定を行い、そのうち環境基準の類型を指定^{※2}している56水域全てで環境基準を達成した。

県内でBOD平均値が最も低い河川は0.5mg/Lの最上小国川、赤川（東橋）、荒川、馬見ヶ崎川（妙見寺）、銅山川、立谷沢川、玉川、村山高瀬川、立谷川（山寺橋）であった。

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）は河川、COD（化学的酸素要求量）は湖沼及び海域の一般的な有機物による汚れを示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚れている。一般に魚のすめる水質は、BOD及びCODが5mg/L以下といわれている。

※2 類型指定とは、水域の利用目的（利水、養殖等）に応じて、水質汚濁の状況、工場や住居等の水質汚濁源の立地状況などを考慮して、水域ごとに達成すべき環境基準の類型を当てはめている。これをもとに環境基準の達成の評価を行うこととしている。

(イ) 大腸菌数^{※3}

環境基準の類型を指定している56水域で測定を行い、最上川上流（糠野目橋）、鮭川上流（八千代橋）、銅山川（通橋）、新田川（内川橋）及び升形川（升形橋）の河川5地点で環境基準値を超過したが、その他の地点では環境基準を達成した。基準超過の原因は生活排水や自然由来と推定される。

※3 ふん便汚染を的確にとらえる指標。

(ウ) 水生生物の保全に係る項目^{※4}

類型指定している11水域全てで環境基準を達成した。

※4 水生生物の保全に係る項目は、魚介類等の生息に影響を与える物質で、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の3物質について環境基準を定めている。

イ 健康項目（カドミウム、シアン等有害物質26項目）

健康項目について、54地点で測定を行い、53地点で環境基準を達成した。

背坂川でカドミウムが年平均値 0.0035mg/L であり環境基準値を超過したが、過去 10 年の測定結果と同レベルであった。

なお、背坂川流域の利水者には、カドミウム超過について関係機関を通して情報提供を行っており、水管理の徹底により農作物に影響が出ない対応を行っている。

ウ その他

農薬 4 項目について 10 地点、トリハロメタン生成能について 11 地点で測定を行い、全ての地点で指針値等を下回った。

(2) 地下水水質測定結果

地域ごとの全体的な地下水の水質を把握するための「概況調査」、地下水汚染が判明した場合に地域の汚染の広がりを確認する他、継続監視調査で地下水汚染の濃度が低下した場合の汚染状況を確認する「汚染井戸周辺地区調査」、地下水の汚染を継続的に監視するための「継続監視調査」及び事業者が行っている地下水汚染対策の効果を確認するための「地下水汚染対策調査」を実施した。

地下水の状況を引き続き調査・監視し、汚染が確認された地下水については、関係機関と連携して、井戸所有者に対し飲用しないよう指導していく。

ア 概況調査

山形市、村山地区及び置賜地区の 37 地点において調査を実施した結果、川西町上小松で砒素が環境基準値を超過した。

イ 汚染井戸周辺地区調査

新たに汚染のおそれがあることが確認された酒田市大浜について調査を実施したところ、周辺井戸で六価クロムが環境基準値を超過した。

ウ 継続監視調査

山形市等 20 市町村の 39 地点で実施したところ、砒素が 15 地点、ふっ素が 3 地点、ほう素が 1 地点、有機塩素化合物が 4 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点で環境基準値を超過した。

エ 地下水汚染対策調査

4 地区 35 地点で調査した結果、2 地区 6 地点で環境基準値を超過しており、測定結果は、ほぼ横ばいで推移している。

3 ダイオキシン類の状況

(1) 環境中のダイオキシン類測定結果

一般環境や焼却炉等の発生源周辺におけるダイオキシン類の状況を把握するため、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌について 11 市町の延べ 40 地点で測定を行った結果、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 廃棄物焼却炉等の設置者による排出ガス等に含まれるダイオキシン類の測定結果

報告義務のある延べ 72 施設のうち 71 施設から報告があった（1 施設は現在分析中）。1 施設で排出ガスの基準超過が確認され、改善措置及び使用停止を指導している。

以上